

岡崎市立小中学校空調設備整備事業募集要項等に関する質問及び回答

通し 番号	資料名	頁	項目	質問内容	回答
1	要求水準書	2	第13(6)	貴市で計画されている長寿命化工事の内容につきまして、ご教示いただきたくお願い申し上げます。	今年度、長寿命化工事のモデルとして、竜谷小学校の大規模改修工事を実施しています。その工事図面を参考図書として貸与いたします。
2	要求水準書	7	第19(4)	『岡崎市公共工事特記仕様書』以外に、市独自の工事に関する標準仕様書などがありましたら、ご開示をお願いいたします。	ありません。
3	要求水準書	11	第22(2)	キュービクルの大規模改造について、考え方は「実施方針等に関する質問及び回答(平成30年9月7日)」の番号13の回答の通りと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	要求水準書	12	第22(4)	将来の改修や改築等の計画で確定しているものがありませんでしたら、教えていただけますでしょうか。	現在公表できる計画はありません。
5	要求水準書	13	第23(1)ア	金属管配線の仕様について、工期短縮・早期供用開始のため、溶融亜鉛メッキ仕上の厚鋼電線管は塗装なしとする提案は可能でしょうか。	要求水準書を満たす提案を求めます。
6	要求水準書	13	第23(1)ア	教室内露出配管の外装は作業性向上のため、カラー亜鉛鉄板として提案は可能でしょうか。	要求水準書を満たす提案を求めます。
7	要求水準書	13	第23(1)ア	屋外露出冷媒管の外装は経済性、耐久性を考慮して、溶融アルミニウム亜鉛鉄板として提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書を満たす提案を求めます。
8	要求水準書	13	第23(1)ア	電気配線、制御配線はエコケーブルでは無く、一般のケーブルとして提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書を満たす提案を求めます。 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)を準拠すること。
9	要求水準書	13	第23(1)ア	屋内のドレン管の保温は樹脂製も可とありますが、工期短縮・早期供用開始のため、屋内露出ドレン配管は、保温付塩ビ管(ACドレン)として提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書を満たす提案を求めます。
10	要求水準書	13	第23(1)ア	「プルボックスの仕様は・・・屋外はステンレス銅板製とする」との記載がございますが、溶融亜鉛メッキにて仕上げとして提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書を満たす提案を求めます。

通し 番号	資料名	頁	項目	質問内容	回答
11	要求水準書	13	第2 3 (1) ア	高調波対策は、新規導入設備のみ実施すればよろしいでしょうか。既存設備は対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	要求水準書	14	第2 3 (1) イ	特別支援教室の空調方式について、ルームエアコンではなく、普通教室等と同様にビル用マルチ方式へ変更することも可能でしょうか。	特別支援教室の空調方式を変更することは可とします。 要求水準書P14 イ(ア)、(イ)を参照のこと。
13	要求水準書	14	第2 3 (1) イ (ウ)	特別教室で使用する設備(金工室・木工室の電動工具等)の能力や消費電力について情報提供頂くことは可能でしょうか。(熱負荷計算への加味等のため。)	一般的な設備は下記のとおりです。 木工室:横型ベルトサンダー(100V200W)*2、縦型ベルトサンダー(100V400W)*2、ボール盤(100V200W)*2、電動木端小口削り機(100V1350W)、手押鉋盤(3相2200W)、自動一面鉋盤(3相2200W)、角のみ機(3相750W)、丸鋸昇降盤(3相1500W) 金工室:旋盤(100V300W)*3、ボール盤(100V200W)*2
14	要求水準書	15	第2 3 (1) イ (オ)	配管等のコンクリート壁の貫通について、考え方は「実施方針等に関する質問及び回答(平成30年9月7日)」の番号22の通りと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	要求水準書	15	第2 3 (1) イ (オ)	配管等の窓ガラスの貫通について、考え方は「実施方針等に関する質問及び回答(平成30年9月7日)」の番号25の通りと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	要求水準書	16	第2 3 (2)	シーズンオフ時における教室等のリモコン操作を無効にする作業について、考え方は「実施方針等に関する質問及び回答(平成30年9月7日)」の番号25の通りと考えてよろしいでしょうか。	実施方針等に関する質問及び回答(平成30年9月7日)」の番号27を参照してください。
17	要求水準書	16	第2 3 (2)	ルームエアコンにつきましては、集中管理リモコンの集中管理対象外との理解でよろしいでしょうか。	ルームエアコンは集中管理の対象外とすることは可能ですが、集中管理対象とする提案を妨げるものではありません。
18	要求水準書	16	第2 3 (3)	計量器の設置について、学校全体のエネルギー量の計量および、既設空調設備のエネルギー量の計量は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

通し 番号	資料名	頁	項目	質問内容	回答
19	要求水準書	16	第2 3 (3)	計量器の設置について、本事業で新設する集中コントローラの消費電力の計測は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	要求水準書	16	第2 3 (3)	基本的に、遠隔監視システムの導入を求められておりますが、ルームエアコンは除かれていることから、ルームエアコンについては、計量器による計測は対象外との理解でよろしいでしょうか。	NO17参照のこと。
21	要求水準書	17	第2 3 (4)	既存照明器具の移設・撤去等が発生した場合のPCB調査や処分方法について、事業者は学校内の移動までを事業費として見込めばよろしいでしょうか。	実施方針等に関する質問及び回答(平成30年9月7日)」の番号24を参照してください。
22	要求水準書	17	第2 3 (4)	「液化石油ガスの供給を容器により行う場合は、フェンス等で囲うこと」とありますが、収納庫を設置する場合はフェンスは不要と考えてよろしいか。	ご理解のとおりです。 収納庫が建築物に該当する場合は、建築基準法を遵守し必要により手続きを行ってください。
23	要求水準書	17	第2 3 (4)	液化石油ガスの供給を行う場合、供給設備はボンベ又はバルクどちらで検討すればよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
24	要求水準書	20	第3 3 (1)	遮熱に適したカーテンの設置は、既設のカーテンに加えて増設すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	要求水準書	20	第3 3 (1)	遮熱に適したカーテンを増設するとした場合に、既設のカーテンボックス内にカーテンレールの設置が不可の場合は、既設カーテンの交換とすることは可能でしょうか。	既設のカーテンボックス内にカーテンレールの設置が不可の場合、既設カーテンがレースタイプのものに限り交換を可とする。(暗幕の交換は不可)
26	要求水準書	20	第3 3 (1)	遮熱に適したカーテンについて、生地仕様レース又はドレープどちらで検討すればよろしいでしょうか。	レースで検討してください。
27	要求水準書	20	第3 3 (1)	遮熱に適したカーテンについて、生地はレースタイプと考えてよろしいでしょうか。また、防火等その他の仕様があれば教えてもらえますでしょうか。	要求水準を準拠してください。 防火については消防法を準拠すること。
28	要求水準書	20	第3 3 (1)	遮熱に適したカーテンとは日本インテリアパブリックス協会のNIF機能性表示マーク付きのものでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

通し 番号	資料名	頁	項目	質問内容	回答
29	要求水準書	21	第3 3 (2)	現地作業日・現地作業時間に関して、協議とありますが、工期短縮・早期供用開始を目指し、学校側にもご協力を頂けると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	要求水準書	23	第3 3 (9)	試運転調整における単位時間あたりのエネルギー消費量測定とありますが、具体的にどのようなことを指すのでしょうか。	外気条件が設計条件と近い日の日中エアコン稼働、そのエネルギー消費量を測定、測定期間における単位時間あたりのエネルギー消費量を算出してください。
31	要求水準書	23	第3 3 (10)	全ての機器の写真とありますが、室内機などは汎用品です。すべての機器が必要ですか。	施工前、施工中は代表的な写真、完成写真は交付金申請に必要なため全数必要となります。
32	要求水準書	24	第3 3 (12)	再生資源利用計画等を工事完成後に作成し、事前に市へ提出とありますが、事前とはどの時期のことでしょうか。	再生資源利用促進計画を作成し、工事着手前に市へ提出してください。工事完成後に実施記録を作成し、工事完成時に提出する書類として提出してください。
33	要求水準書	24	第3 3 (13)	外壁吹付材、天井ボード、仕上塗材に関する石綿含有調査の結果を提供いただくことは可能でしょうか。	石綿含有調査については現時点での調査結果を提供可能です。
34	要求水準書	24	第3 3 (13)	石綿が含まれている、もしくは含まれていることが確認された場合、追加で発生する費用は都度協議で考えればよいでしょうか。	建設年度、ボードの製造番号等からは含有が不明なものについては、含有しているものとみなして、「建物を解体・改修するには」(厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署)を参考に、作業を行ってください。
35	要求水準書	32	第6 3 (1)	維持管理において、シーズンイン点検を遠隔にて状態監視を行うことで代用することは可能でしょうか。	建築保全業務共通仕様書に準拠した点検をしてください。 要求水準書を改訂します。
36	要求水準書	33	第6 3 (1)	1シーズンごとに対象校の対象室において、機材を用い室内温度及び外気温度等を専用機器において測定することについて、室内機の吸込み温度データを使用することは可能でしょうか。	提案を可とします。
37	募集要項 要求水準書	3 29	第2 1 (7) オ 第6 1 (1)	新規設備及び点検対象設備の3年毎の法定点検業務において、本事業では3年毎のフロン定期点検を事業者にて実施し、簡易点検は市(学校)にて実施するという点でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

通し番号	資料名	頁	項目	質問内容	回答
38	募集要項	2	第2 1 (5)	本事業において空調設備を設置する対象室には、現在空調は未設置であり、更新が必要となる対象室はないと考えてよいでしょうか。(貸与する参考図書に、既設空調機器リストの記載があった為)	ご理解のとおりです。
39	募集要項	3	第2 1 (7) オ	「新規設備及び点検対象設備の3年毎の法定点検業務」との記載がございますが、こちらはフロン排出抑制法を基に実施する有資格者による定期点検に関する記述との理解でよろしいでしょうか。 また、この場合、簡易点検につきましては、貴市が実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	募集要項	5	第3 2	10月31日以降においても現地調査させて頂く事は可能でしょうか。	11月2日(金)まで現地調査を行うことを可とします。
41	募集要項	5	第3 3	現地調査時に各校に保管してある受電設備の点検結果等の書類を閲覧させて頂けませんでしょうか。	各校において管理されている受変電設備点検書類の閲覧を可とします。閲覧を希望する場合は現地調査時に立会者に申し出てください。
42	募集要項	16	第4 1 (1)	2019年6月末までに対象校の小学校全ての対象室及び中学校の特別支援教室を完了、それ以外の対象室は期限の12月末と記載がありますが、6月末までに施工完了させる対象室は募集要項P.2に記載の1235室が対象と考えてよろしいでしょうか。12月で本契約を前倒ししたとしても、6月末までの1235室の施工完了は難しいので、例えば、全ての対象室(1790室)を12月までに完了させるといった事業者の提案に委ねる形でお願い出来ないでしょうか。	2019年6月末までに設置を求める教室は、小学校のすべての対象室1,198室及び中学校の特別支援教室49室の計1,247教室です。 上記1,247教室の所有権移転時期を2019年6月末以降に変更することはできません。 民間事業者の技術力に期待しています。
43	審査基準書	4	第6 2 (1)	審査項目 地域の活性化への貢献について、構成企業の市内業者数には、施工業者以外にも設計業者、工事監理業者、維持管理業者も含まれると考えてよろしいか。	市内業者数に数えられるのは、空調設備等の設計業務、空調設備等の施工業務、空調設備等の工事監理業務、空調設備等の維持管理業務を行う構成企業です。

通し 番号	資料名	頁	項目	質問内容	回答
44	支払方法説明書	2	第2 1 (1)	本事業は設計・施工及び維持管理期間が短く、民間資金の活用が図りづらいと考えます。特に設計・施工は超短期となり資金調達が難しいため、一時支払額を増額することを提案します。例えば、他市の事例を参考にしますと一時支払金＝(設計・施工等に要する費用－交付金予定額)×75%＋交付金予定額との考え方がありますがいかがでしょうか。	設計・施工等に要する費用(税抜き)Pのうち、交付金予定額Qと残りの費用R(=P-Q)の75%の合計(Q+0.75×R)を一時支払いする予定です。なお、一時支払の金額を算定するために使用する交付金予定額を変更する予定はありません。支払方法説明書(改訂版)により回答します。
45	支払方法説明書	2	第2 1 (1)	「サービス対価A-1」の中で、「設計・施工等に要する費用(税抜き)の75%」とありますが、交付金等対象分が変更となった場合の対応について詳細条件をご教示下さい。	NO44参照のこと。
46	支払方法説明書	2	第2 1 (1)	サービス対価A-1 設計・施工等に要する費用(税抜き)の75%について、資金調達における提出金額への影響を少なくするため75%より高い率に見直しして頂くことは可能でしょうか。	NO44参照のこと。
47	支払方法説明書	2	第2 1 (1)	サービス対価A-1は、「設計・施工等に要する費用(税抜き)の75%」とありますが、「設計・施工等に要する費用(税抜き)」とは、様式5-3「内訳書(学校別・費用別内訳書)の「設計・施工等のサービス対価」の「設計業務費」「施工業務費」「工事監理業務費」「所有権移転業務費」の合計額になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

通し 番号	資料名	頁	項目	質問内容	回答
48	支払方法説明書	2	第2 1 (1)	サービス対価A-3は、「設計・施工等に要する費用(税込み)からサービス対価A-1を差し引いた費用を割賦元金」とありますが、「設計・施工等に要する費用(税抜き)からサービス対価A-1(A-1及びA-3にかかると消費税及び地方消費税を除く)を差し引いた費用を割賦元金」の誤りと理解してよろしいでしょうか。 P4には、「サービス対価A-1及びA-3に係る消費税相当額(消費税及び地方消費税)をA-1の支払時に支払う」とありますが、原文の通り「設計・施工等に要する費用(税込み)からサービス対価A-1を差し引いた費用を割賦元金」とする場合、20回の元利均等支払額に消費税が含まれることになり、消費税のみを切り出してサービス対価A-1の支払時に支払うことはできないと考えられます。	支払方法説明書を改訂します。ご指摘の箇所については次の通り修正します。 「設計・施工等に要する費用(税抜き)からサービス対価A-1(税抜き)を差し引いた費用を割賦元金」
49	支払方法説明書	5	第4 1	「サービス対価A-1」について、実際に貴市から事業者へ支払われる時期は、下記の通り想定してよろしいでしょうか。(事業者から貴市へ請求書を送付する時期や貴市が請求書を受領してから事業者へ支払うまでの期間などにつきまして、貴市の想定をご教示ください。) ・2019年6月30日までに引渡し分:2019年7月末日までに支払い ・2019年12月末日までに引渡し分:2020年1月末日までに支払い	事業者から請求書を受領した日から7営業日経過後の木曜日に支払いを行う予定です。 なお、請求書はモニタリングを実施した後の提出となります。
50	支払方法説明書	5	第4 1	「サービス対価A-3」の支払方法として、「第2回目以降計20回」とありますが、第1回目を含めると計21回になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 表現を改め、支払方法説明書を改訂します。

通し番号	資料名	頁	項目	質問内容	回答
51	支払方法説明書	6	第5 1 (1) イ	金利確定日は、「2019年6月30日の2銀行営業日前の日」とあり、2019年12月末日までに引渡し分の割賦元本にも同一の金利が適用される場合、基準金利確定日から6ヶ月の間隔が空き、金融機関から調達する借入金のスプレッドの上昇要因(提案価格の増加要因)となるため、金利確定日について、2019年6月30日までに引渡し分は「2019年6月30日の2銀行営業日前の日」、2019年12月末日までに引渡し分は「2019年12月末日の2銀行営業日前の日」と2つに分けていただけないでしょうか。	原支払方法説明書のままとします。
52	様式集	様式9-3	エネルギー量総括表	エネルギー量総括表には、各校における新設する空調設備に限ったエネルギー量のみを記載すればよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	様式集	様式9-4	学校別エネルギー等積算表	エクセル上の計算式が誤っていると思われませんが、正しい積算表データを提供頂けますでしょうか。	提供いたします。
54	様式集	7	2	提案書類には、企業名(代表企業、構成企業、協力企業のほか、下請企業、アドバイザー、金融機関等を含む)を記載しても良いとの理解でよろしいでしょうか。	企業名の記載はできません。
55	様式集		様式5-3	「支払方法説明書」P3に記載されている「本設備の所有権移転時までに要する諸費用(SPC設立費用、弁護士費用、マネジメント費用等)は、「設計・施工等のサービス対価」の「その他経費」に計上するとの理解でよろしいでしょうか。この場合、「その他経費」は学校別に計上することが困難なため、全校合計欄のみに計上してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	様式集		様式5-3	維持管理期間中のSPC運営経費やSPC利益等は、「維持管理のサービス対価」の内訳として「その他経費」を追記して計上してよろしいでしょうか。この場合、「その他経費」は学校別に計上することが困難なため、全校合計欄のみに計上してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。



通し番号	資料名	頁	項目	質問内容	回答
57	様式集		様式5-3	支払別内訳書について、A-3に係る消費税は、A-1の消費税欄に計上するとの理解でよろしいでしょうか。(A-1の消費税欄は、A-1に係る消費税とA-3に係る消費税の合計額を計上するとの理解でよろしいでしょうか。)	ご理解のとおりです。
58	様式集		様式6-9	「設計・施工等のサービス対価」の支払時期について、各年度の欄に「5月」「11月」の記載がありますが、実際に貴市から事業者へ支払われる時期は、「5月」「11月」のいつ頃になるのかご教示ください。(事業者から貴市へ請求書を送付する時期や貴市が請求書を受領してから事業者へ支払うまでの期間などにつきまして、貴市の想定をご教示ください。)	NO49参照のこと。
59	様式集		様式6-9	「維持管理のサービス対価」の支払時期について、各年度の欄に「5月」「11月」の記載がありますが、実際に貴市から事業者へ支払われる時期は、「5月」「11月」のいつ頃になるのかご教示ください。(事業者から貴市へ請求書を送付する時期や貴市が請求書を受領してから事業者へ支払うまでの期間などにつきまして、貴市の想定をご教示ください。)	NO49参照のこと。
60	様式集		様式6-9	「※1 設計・施工等のサービス対価の支払時期」とありますが、この留意事項はどのように反映すればよろしいでしょうか。	※1の留意事項が※2であると理解してください。様式を修正いたします。
61	様式集		様式6-9	「※2 第1期工事の整備設備の引渡し日から2020年3月までの9箇月分を計上すること。」とありますが、この留意事項はどのように反映すればよろしいでしょうか。	※1の留意事項が※2であると理解してください。様式を修正いたします。
62	別紙1		エネルギー費用の算定に用いる単価について	都市ガス料金およびLPガス料金について、各単価に基本料金分は含まれていると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	募集要項	8	第3 4 (1) (イ)	構成企業から協力企業へ直接業務委託を行うにあたり、施工・維持管理の業務を担う構成企業(代表企業)から、工事監理を担う協力企業へ業務を委託することは可能でしょうか。	工事監理を行う協力企業への業務委託は、工事監理を行う構成企業より行ってください。

通し 番号	資料名	頁	項目	質問内容	回答
64	募集要項	16	第4 2 (1)	提案用基準金利ですが、基準の日時が東京時間2019年10月15日午前10時であるが、未来日であり提案できない。日付の誤りではないか。	ご指摘の通り誤りで、東京時間2018年10月15日午前10時が正しい日時となります。募集要項を修正します。